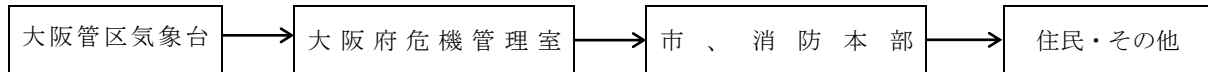


第2節 東海地震注意情報発表時の措置

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒体制の準備

市は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防本部においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。